

令和7・8年度 登米市小規模工事等契約希望者登録申請要領

登米市（上下水道部・医療局を含む）が発注する小規模な建設工事、修繕等（以下「小規模工事等」という。）の受注を希望する方は、下記をご確認のうえ、申請書類を提出してください。

1 小規模工事等の範囲

工事や修繕の内容が軽易で履行の確保が容易なもの。

- ・ 工事は、1件の金額が130万円以下
- ・ 修繕は、1件の金額が50万円以下

2 業種区分

登録できる業種区分は、以下のとおりです。自ら施工できる範囲の業種を登録してください。

業種区分	主 な 内 容
建築関係	ガラス、サッシ、網戸、建具、壁、屋根、門扉、内装（カーテン、カーペット）、塗装、錠鍵、タイル、ブロック、雨樋等
設備関係	電気器具、配線、照明、放送設備、空調機器、ボイラー、ガス機器、排水つまり等
土木関係	防護柵、舗装、土工等

※一括下請負は禁止します。

3 申請者の資格

申請者は、市内において、建設業等を営んでいる者で、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 登米市に主たる事業所又は住所を有しない者
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
- (3) 登米市契約規則に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- (5) 市税を滞納している者

4 申請期間等

- (1) 申請期間 随時受付
- (2) 申請方法 **郵送又は持参により、申請書類を提出してください。**
郵送の場合は、「一般書留」「簡易書留」「特定記録」「宅配便」等、到着日時が確認できる方法としてください。
※レターパック可
※到着に関するお問い合わせには対応できません。
- (3) 提出先 〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
登米市契約検査室 契約係 ※9 お問い合わせと同じ

5 提出書類

提出書類一覧：法人の場合

- 登米市小規模工事等契約希望者登録申請書（様式第1号）
- 登記事項証明書（交付より3ヶ月以内のもの、写し可）
- 印鑑証明書（交付より3ヶ月以内のもの、写し可）
- 市税の納税証明書（交付より3ヶ月以内のもの、写し可）
「未納の税額がないことの証明」
- 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- 返信用封筒（縦22cm以上の封筒に**110円切手**を貼付し、送付先を記載してください）
※糊しろ部分に両面テープを貼り、封はしないでください。

提出書類一覧：個人の場合

- 登米市小規模工事等契約希望者登録申請書（様式第1号）
- 身分証明書（交付より3ヶ月以内のもの、写し可）
※各総合支所窓口で身分証明書の交付を申請してください。
- 市税の納税証明書（交付より3ヶ月以内のもの、写し可）
「未納の税額がないことの証明」
- 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- 返信用封筒（縦22cm以上の封筒に**110円切手**を貼付し、送付先を記載してください）
※糊しろ部分に両面テープを貼り、封はしないでください。

◆市税「未納の税額がないことの証明」

各総合支所窓口で、「**税関係証明等交付請求書**」により申請してください。申請する際は、「納税証明」欄の「未納の税額がないことの証明」にチェックを入れて申請してください。

※「税関係証明等交付請求書」は、各総合支所窓口に備え付けてあるほか、登米市ホームページからダウンロードできます。[\(リンク先\)](#) また、法人の場合は代表者、個人の場合は本人以外の方が申請する場合は、委任状が必要となります。

6 登録の通知

申請書類を審査し適格と認められた場合は、小規模工事等契約希望者登録名簿に登録し、申請者に登録承認通知書を交付します。なお、登録内容について一般公表する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

7 登録の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

8 登録の取り消し

小規模工事等契約希望者登録名簿に登録されたのち、次のいずれかに該当したときは、登録を取り消します。

- (1) 3 申請者の資格の(1)から(4)のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 倒産又は破産したとき。
- (3) 契約に関して談合等の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があったとき。

9 お問い合わせ

〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

登米市契約検査室 契約係

電話：0220-22-2097（直通）

FAX：0220-22-2433

メール：keiyaku@city.tome.miyagi.jp

※お問い合わせ日時は、土日祝日を除く平日午前8時30分から午後5時15分までとなります。